

【資料 2】

横須賀応援ふるさと納税支援業務  
仕様書

令和 3 年（2021年）10月

横須賀市

# 横須賀応援ふるさと納税支援業務 仕様書

本仕様書は、横須賀市（以下「本市」という）が、横須賀応援ふるさと納税支援業務（以下「本業務」という）を受託者に委託するにあたり、必要な基本的事項について定めるもの。

## 1 目的

本業務に係る寄附の申込受付、寄附者情報の管理、返礼品（以下、記念品という）の発注・配送管理・新規開発等に関する業務を受託者に委託することにより、事務の効率化を図るとともに、本市の取組みに共感・応援してくださる寄附者を増やし、ふるさと納税制度を活用した歳入確保、本市の魅力発信及び地域産業の活性化を図ることを目的とする。

## 2 業務委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日（金）まで

※ただし、業務を継続して委託することに支障がないと本市が認める場合、本市と受託者の双方合意のうえ、上記の契約期間以降も業務委託契約を更新することができるものとする。

※令和4年4月1日の受託業務の開始に支障が生じないよう、前任の受託事業者から引継ぎ等の準備を進めること。

## 3 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

### (1) ポータルサイトとのデータ連携に関する業務

本市が指定する以下のふるさと納税ポータルサイトとのデータ連携（API自動連携等）が可能であること。また、データ連携ができない場合、代替の手段により業務の実施に支障が生じないこと

#### 【指定ポータルサイト】

- ① ふるさとチョイス（株式会社トラストバンク）
- ② 楽天ふるさと納税（楽天グループ株式会社）
- ③ JRE MALLふるさと納税（東日本旅客鉄道株式会社）
- ④ ANAのふるさと納税（全日本空輸株式会社）

### (2) 寄附受付、寄附情報の管理運用に関する業務

- ① 本市が利用するふるさと納税ポータルサイトにおける自治体ページ及び記念品詳細ページを管理すること。

- ② 本市が利用するふるさと納税ポータルサイトを經由した寄附申請及び電話・郵送・FAX・電子メール等による寄附申請に関し、管理システムを使用して一元的に管理すること。
- ③ 管理システム上で、本市も寄附者情報の確認が随時可能であること。
- ④ 寄附金の収納状況及び寄附申込受付情報等について、データ出力（CSV形式等）による集約等ができること。

(3) 記念品提供事業者への記念品の発注、配送管理及び精算等に関する業務

- ① 記念品提供事業者への記念品の発注及び配送管理並びに在庫管理を行うこと。
- ② 記念品の発注・配送管理について管理システムを使用して一元的に管理すること。
- ③ 記念品の発注・配送方法は、記念品提供事業者と十分協議し、対処すること。
- ④ 個数限定品の受付管理及び季節限定品の発送時期の管理を行うこと。
- ⑤ 記念品の発注は、寄附金の入金を確認でき次第速やかに行うこと。寄附金の入金を確認した後、指定された記念品を1ヶ月以内に寄附者が指定する送付先に送付すること。ただし、寄附者が受取日を指定した場合及び記念品が季節限定品である場合等で1ヶ月以内の発送が困難な場合を除く。
- ⑥ 記念品の調達費用及び配送費用等を月次集計の上、本市に報告すること。
- ⑦ 記念品提供事業者の記念品および配送の代金（税・梱包代込）について精算を行うこと。
- ⑧ 本市及び記念品提供事業者並びに寄附者との各種調整を行うこと。

(4) 記念品の品質保持等の管理に関する業務

- ① 記念品は、総務省の示す地場産品基準等の要件を逸脱することのないよう管理すること。
- ② 上記の要件に適合しなくなると認める場合又はそのことが疑われる場合は、速やかに本市へ報告するとともに、取扱いの停止に向けた調整を行うこと。なお、本市との協議の結果、当該要件に適合しなくなると認める場合は、取扱終了に伴う必要な作業を行うこと。また、国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により本市が記念品としてふさわしくないと判断した場合も同様とする。

(5) 記念品の企画、開拓、選定、交渉に関する業務

- ① 記念品の企画、開拓、選定にあたっては、記念品提供事業者へ公平に情報提供を行う機会を確保して調整・交渉のうえ、商品の選定、価格設定、品質管理、個人情報保護を行うこと。なお、記念品とするかの決定は本市が行う。
- ② 記念品は、市内の特産品はもとより、市内の中小企業の製品ほか、サービス提供型プラン等多様な提案を行うこと。
- ③ 事業者との交渉は市においても実施するが、契約に向けての調整は、本市と協議のうえ受託者において実施すること。
- ④ 記念品の追加について、事業者から提供の希望があった場合、速やかに対応すること。
- ⑤ 記念品提供事業者及び記念品の新規登録は、事前に本市の承認を受けること。
- ⑥ 記念品の提供事業者数、記念品数等の情報等について、本市に提供すること。

(6) ふるさと納税ポータルサイトの管理に関する業務

- ① 本市が利用するふるさと納税ポータルサイトにおける自治体ページ、記念品ページの作成、修正及び更新を行うこと。
- ② 広く寄附を募るため、効果的な情報発信を行うこと。
- ③ 記念品情報は、その記念品の生産プロセスや生産者の取り組み内容などの詳細を画像付きで掲載し、更新情報を細目に掲載するとともに、より多くのふるさと納税ユーザーの検索に該当するよう措置をとること。
- ④ ふるさと納税ポータルサイトは、本市の希望や受託者の提案に基づき新規に追加する場合がある。

(7) 寄附者及び記念品提供事業者等からの問い合わせに関する業務

- ① 寄附者からの各種問い合わせに迅速かつ誠実に対応すること。
- ② 記念品提供事業者からの記念品発送、精算などに関する問い合わせに対応すること。
- ③ 対応した苦情・事故の内容及び対応状況について、随時本市へ報告すること。
- ④ 緊急及び重要な問い合わせ案件の場合には、速やかに本市へ報告し、協議の上で対応すること。

#### (8) その他の提案業務

本業務の目的達成にあたり、必要と思われる業務や効果的・効率的な独自の手法等があれば提案を行うこと。また、現行の業務からの継続性を損なわないよう留意すること。

なお、上記に明記されていない事項については、本市と受託者で協議して定めること。

### 4 記念品の契約不適合責任

記念品の不備等、寄附者に対する契約不適合責任は記念品提供事業者が負担するものとし、受託者は、前項の責任問題が生じた際は、3（7）により寄附者に対応する。

### 5 委託料及び記念品代金等の支払い方法等

(1) 本仕様書「3 業務内容」に係る委託料率は、寄附額の7%（税抜き）を上限とする。

(2) 委託料の支払いは、1か月ごとに収納状況を本市に報告し、確認を受けたうえで請求するものとし、本市は適正な請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(3) 受託者は、毎月の記念品の代金（税・梱包代込）及び送料の額を翌月の末日までに本市に報告し、請求する。市は、受託者の指定する口座に、請求日の30日以内に請求額を振り込むものとする。なお、記念品の代金（税・梱包代込）及び送料以外の中間手数料等は一切認めない。

### 6 業務継続が困難となった場合の措置について

契約期間中、受託者による業務継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務継続が困難となった場合には、本市は契約を解除することができる。この場合、本市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。なお、本市又は次期受託者が円滑かつ支障なく事業の業務を遂行するために十分な引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により、業務継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、本市及び受託者の責めに帰すことができない事由により業務継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間の終了もしくは契約の解除等により次期受託者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

## 7 一括再委託等の禁止

- (1) 受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。
- (2) 本市は、受託者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な情報の提供を請求することができる。

## 8 個人情報の保護

- (1) 受託者は、横須賀市個人情報保護条例（平成5年条例第4号）及び横須賀市個人情報保護条例施行規則（平成5年規則第45号）を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他個人情報保護に必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、個人情報保護に細心の注意を払うこととし、情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに更なる漏えい等を防止する措置を講ずるとともに、早急に本市に状況を報告し、指示を受けること。

## 9 その他

- (1) 受託者は、業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することはできないものとする。また、委託期間終了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は定めのない事項については本市と受託者が協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 関係法令を遵守し、法令の趣旨に沿って業務を実施すること。